

会員の皆様へ

先般「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」が公布され平成30年4月1日より適用されることとなりました。それに伴い厚生労働省より実施上の留意事項が公布され、産婦人科内視鏡関連では、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術につき、子宮体がん、子宮頸がんに対するものについて、それぞれ留意事項が記載されています。適正な保険診療を行うようご確認のほどお願い致します。

関連告知資料のHPを添付します。

## 留意事項

2つめのPDFの手術64ページを参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196438.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196439.pdf>

2018年3月28日

日本産科婦人科内視鏡学会

理事長 竹下俊行

社会保険委員会委員長 西井 修